

2026年度 明石市住宅リフォーム助成金 よくある質問 Q&A

項目	質問	回答
応募 に 関 し て	以前に住宅リフォーム助成を受けたことがありますが、今回も応募できますか？	2000年度～2004年度に助成を受けた場合は応募可能です。 2009年度～2025年度に助成を受けている場合は応募できません。
	抽選会の結果は、どのように発表しますか？	抽選会の翌日以降に明石市ホームページ上で公開します。当選者には申請書類を送付します。
	工務店など代理人に申請を頼んでもいいですか？	代理申請も可能です。身分証明書等の確認をさせていただきます。ただし、訂正があった場合は申請者本人の訂正印が必要になります。
	来年度も当事業は実施されますか？	未定です。
	市のほかの助成を受けていますが、助成対象になりますか？	住環境に関係する助成を、市の他事業で受けている場合は助成対象になりません。 ※市助成ではなく、国や県の助成を受けている場合は助成対象となりますが、国・県から受給する助成金額を、助成対象経費から減額します
	自分が所有する賃貸マンションをリフォームする場合は、助成対象となりますか？	助成対象となりません。自分が所有するマンションに自分で居住している場合は、その居住部分のリフォームであれば対象となります。
	1月2日以降に明石市へ引っ越してきたため、市民税や固定資産税を明石市へ支払ったことがないですが、助成対象になりますか？	市税の滞納はないので助成対象者になります。
	工事がすでに終わっています(もしくは、工事を既に開始しています)が、応募できますか？	応募できません。
	どのような工事が助成の対象ですか？	住宅の改修や、住宅の機能向上を図る工事が対象となります。単なる備品の設置は対象となりません。 (詳細:明石市ホームページ)
	店舗、会社等の事業所をリフォームする場合も助成対象となりますか？	対象となりません。実際に居住している住宅をリフォームする場合のみが対象です。 なお、店舗との兼用住宅の場合は、住居部分の工事のみが対象となります。
	抽選で当選しましたが、工事をしないことになり辞退したいです。	明石市ホームページの住宅リフォーム「辞退届」のフォームよりお手続きしてください。
工 事 に 関 し て	住宅リフォーム助成を受ける場合、いつから工事が始められますか？	2026年6月10日ごろから工事を始めていただけます。 抽選→当選→書類提出→不備がなければ工事開始
	屋根の修理など工事前に写真を撮るのが困難な場合はどうすればいいですか？	施工業者に施工前、施工中に撮影してもらい、実績報告時に届け出してください。
	工事施工を2つの業者に分割して発注してもいいですか？	原則として1つの業者に施行を発注してください。ただし、工事内容等により1社のみで施行が困難な場合はご相談ください。
	市役所で工事業者の紹介や、業者の指定はしていませんか？	明石市では業者の紹介、指定はしていませんが、兵庫県HPにて一定の登録要件を満たしたリフォーム業者が検索できますので、業者選択の参考にしてください。 【検索⇒兵庫県リフォーム業者検索システム】
書 類 に 関 し て	住宅の所有者を確認できる書類とは何ですか？	登記簿謄本(建物の全部事項証明書)により建物の所有権を確認します。 所有権が確認できない場合は、助成を受けることができません。 ※未登記物件の場合は、交付申請時に固定資産税の納税通知書を持ってきてください。 表紙、領収証書(納税済みの場合)、課税明細書をコピーさせていただきます。
	交付決定を受けた後に、工事の内容、金額が変わりましたが提出書類はありますか？	明石市ホームページの住宅リフォーム「変更申請」のフォームよりお手続きしてください。 ただし、工事代金が変わったが工事内容に変更なく、助成金額も変わらない場合は、変更申請は必要ありません。実績報告書を提出する際に変更後の内容を記載していたら結構です。 ※必ず、事前に明石市商工政策課にご相談下さい。 ※助成金額が変わる場合は、必ず、変更申請の届け出が必要です。
支 払 い に 関 し て	工事代金をローンもしくはカードで支払った場合でも助成対象になりますか？	原則として助成対象になりません。ただし、ローンの場合は業者への支払いを完了し、業者から領収書もしくは完済通知など工事代金の支払いが完了したことを証明できる書類を提出できれば対象になります。
	レシートは領収書の代わりにありますか？	つぎの要件を満たせばレシートでも可となります。①レシートに作成者の氏名又は名称 ②役務の内容 ③工事代金 ④事業者の氏名又は名称 ⑤社印もしくは責任者の押印 ⑥レシートの発行日

※その他、ご質問は明石市役所5階商工政策課にお問い合わせください。〈Tel〉078-918-5098 〈Mail〉sansei@city.akashi.lg.jp